

beep 人事利用規約

第1条. (利用規約の適用)

- 1 本規約は、beepnow systems 株式会社（以下、当社といたします。）が提供する「beep 人事」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件および本サービスの利用にあたって必要なアカウントの発行・利用に関する条件を定めるものです。当社は、契約者（本サービスを導入する企業及びその企業の従業員等本サービスを利用する個人も含みます。以下同じ。）による本サービスのソフトウェア（アップデート版を含むものとし、以下「本サービス」といいます。）のダウンロード、インストールまたは本サービスの利用をもって、契約者が本規約に同意したものとみなすことができ、本規約は、契約者に適用されるものとします。
- 2 当社は、本規約に基づき契約者にアカウントを付与するものとし、契約者は、本サービスを利用するにあたって、本規約を遵守するものとします。なお、本サービスに関して当社が契約者に別途提示するサービス詳細、諸規定、注意事項も、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 契約者は、本サービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。
- 4 当社が提供する特定の本サービスには、本規約の条件に加えて、特則が適用されることがあります。特則は、当該所定の本サービスにのみ適用されるものであり、他の本サービスには適用されません。特則の内容は、本規約と一体的に解釈されるものとし、特則と本規約に不一致があるときは、特則が優先して適用されるとします。

第2条. (規約の変更)

- 1 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他サービス利用契約の内容は、変更後の新規約を適用するものとします。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、30日以内の予告期間において、当社所定のホームページに掲載することにより、変更後の新規約の内容を契約者に通知するものとします。
- 3 前項にかかわらず、当社は、本サービスに追加するサービスがある場合、当該追加のサービスに必要な範囲内で本規約を、予告期間をおかずに変更することが出来ます。

第3条. (本サービスの提供)

- 1 当社は、契約者に対し、当社が別途ホームページ上で公表する仕様書等に従った内容の本サービスを善良な管理者の注意をもって提供します。
- 2 本サービスの提供地域は、日本国に限ります。

第4条. (再委託)

- 1 当社は、本サービスに関する自己の業務の全部または一部を、第三者に再委託することができるものとし、契約者は、予めこれを承諾するものとします。
- 2 当社が本サービスに関する業務の全部または一部を当社の運営子会社に再委託した場合、その運営子会社が契約者に対して行う本サービスに関する意思表示および事実行為は、当社が行ったものとみなします。
- 3 前項の場合、契約者が、運営子会社に対して行った本サービスに関する意思表示および事実行為は、当社に対して行ったものとみなします。

第5条. (アカウントの付与)

- 1 契約者は、アカウントの発行にあたり、本サービス上に必要な情報を登録するものとします。
- 2 当社は、契約者からの求めに応じ、必要な数の契約者用のアカウント、従業員用のアカウントを付与するものとします。
- 3 契約者は、付与されたアカウントを自己の責任において管理するものとし、第三者に譲渡、貸与、売却、贈与、名義変更等してはならないものとします。また、当社は、契約者のアカウントを用いて行われた行為は、当該契約者自身の行為とみなすものとします。万一、本アカウントの不適切な使用または第三者が無断使用したこと等により、当該契約者に損害および不利益が生じた場合でも、当社は本規約の定めにかかわらず一切責任を負いません。
- 4 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任及び費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合も同様とします。
- 5 当社は、本サービスまたはアカウントの利用に関し、契約者が本規約または個別約款に違反した場合、当該契約者に対して、何らの通知、催告または理由の開示なしに、本サービスの利用停止、アカウントの利用停止、損害賠償請求等、当該契約者の行為の防止に必要な措置（法的措置を含みます。）を採ることができるものとし、本規約の規定にかかわらず、それに起因して契約者に発生したいかなる損害についても、賠償責任を負いません。

第6条. (本サービスの利用)

- 1 契約者が、当社に対して支払う利用対価は、別途申込みの際に通知する金額及び支払期限とします。なお、銀行振込の場合の振込手数料は契約者の負担とします。
- 2 前項の対価に変更がある場合は、予め、30日以上の予告期間を設けた上で当社から契約者に対して通知するものとします。
- 3 契約者が、本契約により生ずる金銭債務の弁済を怠ったときは、当社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 4 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社が別途通知するコンピュータ端末、通信回線その他コンピュータ環境（以下「クライアント環境」という）を用意し、当社の本サービスに接続します。本サービスの提供は、クライアント環境から本サービスにネットワーク経由で接続することにより行われます。
- 5 契約者による本サービスの利用は、前項の方法により行われるものとし、契約者は、本サービスの利用のために当社所有の施設等に立ち入り等を行うことは出来ません。
- 6 契約者は、本サービスがAIを利用したものであり、契約者の提供する情報量に従い本サービスの精度が向上する性質を有するものであることを了承の上、本サービスを利用するものとします。
- 7 契約者が本サービスの利用にあたり本サービスに提供する情報等については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負いません。

第7条. (セキュリティの確保)

- 1 当社は、本サービスの安全を確保するため、当社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。但、当社は、本サービスへの不正なアクセス又は本サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。

- 2 当社は、本サービス提供のために設置する設備等に対して又はこれを利用して不正侵入を試みる通信、当社の設備等の破壊を試みる通信及び本サービス利用不能を試みる通信等（以下これらを総称して「攻撃的通信」という）を検知するため、当社の設備等に侵入検知システム等を設置することがありますが、契約者はこれを了承します。
- 3 当社は、侵入検知システム等により、当社の設備等に対して又はこれを利用してなされる通信が攻撃的通信であるか否かを判断するため、本サービスと外部との通信の内容（契約者の通信内容を含む）を確認することがありますが、契約者はこれを了承します。
- 4 当社は、侵入検知システム等により得られた攻撃的通信の記録の集計・分析を行い、統計資料を作成し、本サービスの安全性向上のために利用、処理します。
- 5 契約者は、前項の規定によって作成された統計資料が、コンピュータセキュリティの研究開発・改善・啓蒙・新サービスの提供その他の目的のために公表される可能性があることを了承します。

第8条. （本サービスの提供時間帯）

- 1 本サービスの提供時間帯は、当社が別途ホームページ上で公表する仕様書等に定めるとおりとします。
- 2 当社は、前項の定めに関わらず、本サービスの円滑な運営のために、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」という）を実施し、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。
- 3 当社は、第1項の定めに関わらず、本サービスの維持のために止むを得ないと判断したときは、緊急のメンテナンス（以下「緊急メンテナンス」という）を実施するために本サービスの提供を一時的に中断することがあります。当社は、当該緊急メンテナンスを実施後速やかに、緊急メンテナンスを実施した旨を本サービス上において報告します。

第9条. （本サービスの一時停止、変更、廃止）

- 1 次の各号の一に該当する場合、当社は、契約者への予告なしに、本サービスの全部または一部を停止することができるものとし、これに起因して契約者または第三者に発生した損害につき、本規約の規定にかかわらず、当社は、何ら責任を負わないものとします。なお、当該停止があった場合でも、契約者が利用するサービスが有料である場合は、その支払い義務を負うものとし、契約者が既に当該サービスの対価を当社に支払っている場合にも、当社は契約者に対し、当該サービスの対価の返還義務を負わないことを予め承諾するものとし、
 - (1) 定期的または緊急に、本サービスを提供するためのシステムの保守または点検を行う場合
 - (2) 火災、停電、天災地変等の非常事態により、本サービスの提供が困難または不能となった場合
 - (3) 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議等により、本サービスの提供が困難または不能となった場合
 - (4) 本サービスの提供のためのシステムもしくは通信不良、第三者からの不正アクセス、コンピューターウィルスの感染等により、本サービスの提供が困難または不能であると当社が判断した場合
 - (5) 法令等に基づく措置により、本サービスの提供が困難または不能であると当社が判断した場合
 - (6) 本サービスを提供するのに必要な第三者提供サービスの停止または終了（保守、仕様の変更、瑕疵の修補による停止を含みますが、これらに限られません。）により、本サービスの提供が

困難または不能であると当社が判断した場合

(7) その他当社が止むを得ないと判断した場合

- 2 前項にかかわらず、当社は、本サービスの全部または一部を、契約者への予告なしに、いつでも、改訂、追加、変更または廃止することができるものとし、これに起因して契約者または第三者に発生した損害につき、本規約の規定にかかわらず、一切賠償責任を負わないものとします。

第10条. (契約期間)

- 1 本サービスの利用可能期間は、本サービス利用申込の日から1年間とします。
- 2 前項の期間又は更新された期間が満了する日の30日前の日までに当社契約者いずれか一方から相手方に対して書面による申し入れがない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。

第11条. (知的財産権)

- 1 契約者が、当社から開示された情報に基づき発明、考案、意匠の創作、回路装置（以下「発明等」という）の創作又は著作物の創作を行った場合には、当該発明等に関する特許権、実用新案権、意匠権、回路装置利用権、及び著作権（以下、「知的財産権」という）は、当社に帰属します。
- 2 契約者は、当社の所有する知的財産権を本サービスのコンテンツ等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングやその他の方法により侵害してはなりません。
- 3 当社は、本サービスにおいて契約者が登録したコンテンツ・情報等を、関係法規の定めに従い、本サービス及び関連サービスの精度の向上等のために利用する事が出来ます。
- 4 契約者は、第三者が当社の所有する知的財産権を侵害していることを知った場合、又は第三者からその所有する知的財産権を侵害している旨の通知を受領した場合には、速やかにその旨を当社に通知します。

第12条. (契約者の関係者からの問い合わせ等)

本サービスの利用に関する契約者の関係者からの問い合わせ等は、第一次的には契約者が対応します。契約者の担当者は、当社に対し、当該問い合わせ内容等を連絡し、当社が必要な対応を行います。

第13条. (禁止事項)

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める方針に従って利用するものとします。
 - (1) 労使関係を不当に拘束しないこと
 - (2) 公序良俗を守り、品位を損なわないこと
 - (3) 従業員等の安全・安心に配慮し、その利益に反しないこと
 - (4) 社会秩序を重んじ、関係諸法規を遵守すること
- 2 契約者は、当社が以下の各号に該当すると判断した場合、契約者は本サービスを利用できないものとします。
 - (1) 関連法規に基づき特定の許認可を必要とする業種でその許認可を得ていない契約者
 - (2) 関連法規に反する営業行為・行政の指導に反する営業行為を行っている判断される契約者

- (3) 反社会的勢力と判断される契約者(別途定義します。)
 - (4) 経営難またはその可能性が高いと判断される契約者
 - (5) 当社と係争中の契約者
 - (6) その他上記各号と関連性が高いと判断される契約者または当社が別途指定する契約者
- 3 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の一に該当する行為またはそのおそれのある行為をしてはならないものとします。
- (1) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為
 - (2) 当社または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシー権、肖像権、名誉等の権利を侵害する行為
 - (3) 当社または第三者を差別または誹謗中傷する行為
 - (4) 本サービスの全部または一部を、当社に無断で、複製、複写、転載、転送、蓄積、販売、出版、その他契約者の店舗における自己利用の範囲を超えて利用する行為
 - (5) 本サービスの利用権を第三者に再許諾、譲渡し、または、担保に供する行為
 - (6) 本サービスに有害なコンピュータープログラムなどを送信すること、本サービスの提供のためのシステムへの不正アクセス、その他これらに準じる行為
 - (7) 本サービスのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他これらに準じる行為
 - (8) 当社の営業、本サービスの管理・運営を妨げる行為
 - (9) 当社または第三者に対する迷惑行為その他不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
 - (10) 当社に虚偽の事項を届け出る行為
 - (11) 他人になりすまして、本サービスを利用する行為
 - (12) 当社の承認した以外の方法により、本サービスを利用する行為
 - (13) 当社または第三者の信用を損なう行為
 - (14) その他当社が不適切と判断する行為

第14条. (法令遵守)

契約者は、本契約の履行及び本サービスの利用に関し契約者に適用のある一切の法令を遵守するものとし、また信義誠実に従って行動するものとします。契約者は、当社に対し、当社が、本契約の履行及び本サービスの利用に関し当社に適用のある一切の法令に違反しないよう、必要な情報提供を行うよう務めます。

第15条. (反社会的勢力の排除)

- 1 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 - 3 本条は、本契約の終了又は満了後も有効に存続するものとします。

第16条. (当社の免責不保証)

- 1 当社は、本サービスの提供において、不具合、エラーや障害が生じないこと、また、本サービスに関連して送信される電子メール、ウェブコンテンツ等に、コンピューターウイルス等の有害なものが含まれていないことを保証しません。
- 2 契約者は、通信環境その他の事情により本サービスの全部または一部を利用できない場合があることを予め承諾の上、本サービスを利用するものとします。当社は、アクセス過多、その他予期せぬ要因に基づく本サービスの表示速度の低下や障害等に起因して発生したいかなる損害についても、賠償責任を負いません。
- 3 当社は、契約者が使用する端末、機器、設備またはソフトウェア等（本サービスの利用に必要な端末、プリンター等の機器等を含み、以下「利用機器等」といいます。）が本サービスの利用に適さない場合であっても、本サービスの変更、改変等を行う義務を負わないものとします。なお、本サービスを利用するにあたっては、当社が別途提示する利用可能条件に適合した利用機器等の準備、設定が必要です。また、当社は、契約者への通知または契約者による承諾なしに、いつでも、本サービスについて、バージョンアップその他の変更・修正を行うことができるものとし、これにより契約者に発生した損害について、本規約の定めにかかわらず、当社は一切責任を負いません。
- 4 当社は、通常講ずるべきウイルス対策では防止できないウイルス被害、天変地異による被害、電力・通信サービス等社会インフラの停止その他当社の責めによらない事由により契約者に生じた損害について、一切責任を負いません。
- 5 当社は、本サービスの利用または利用不能に関し、契約者とカスタマーその他の第三者との間に生じた一切のクレーム、トラブル、紛争等について、本規約の規定にかかわらず、何らの責任も負わないものとします。契約者は当該クレーム、トラブル、紛争等について契約者の費用と責任で対応するとともにその経過を当社の求めに応じて適時報告し、当社に一切の迷惑をかけないものとします。万一、当社が当該第三者に対して損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、契約者は、当社に対し、その全額を支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の損害を支払わなければならないものとします。
- 6 当社は、本サービスがダウンロード、インストールされた契約者の端末が第三者に使用された場合、当該端末を用いてなされた本サービスの利用は当該端末を保有する契約者によりなされたも

のとみなすことができ、契約者が被った損害について、本規約の規定にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

- 7 当社は、本サービスの利用に関連して契約者に発生した損害につき、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による損害であることが明白な場合はこの限りではなく、その場合、当社は、契約者に通常かつ直接生じた損害の範囲内で責任を負うものとします。
- 8 当社が本規約中または個別約款中に前項ただし書きの規定と異なる規定を別途定める場合には、当該規定が優先されるものとします。
- 9 本条は、本契約の終了又は満了後も有効に存続するものとします。

第17条. (個人情報・データ等の取扱い)

- 1 当社は、本サービス上に登録された個人情報または本サービスの利用に関連して取得した個人情報については、当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に管理するものとします。
- 2 契約者は、個人情報保護法その他関係法令等の定めるところに従い、個人情報を適切に管理するものとします。個人情報の取り扱いについて、契約者及び従業員の間でトラブル等が発生した場合、契約者は自己の費用と責任で対応するものとします。
- 3 契約者が本サービスの利用に関連して、利用端末上で入力し、または、当社に提供した情報（以下「提供情報」といいます。）については、契約者が、自己の責任と負担において、本サービス外において保存するものとし、当社は、契約者に代わり、提供情報を保存する義務を負いません。なお、提供情報が当社のサーバー等に保存されている場合であっても、当社は、当該提供情報について、バックアップ等を行う義務や契約者に対して当該提供情報を提供する義務を負いません。
- 4 当社は、本サービスの利用中、提供情報が滅失または毀損されないことを何ら保証するものではなく、当社は、本規約の規定にかかわらず、いかなる場合においても、提供情報の滅失または毀損により契約者または第三者に発生した損害につき、一切責任を負わないものとします。
- 5 本契約が終了した後において、解約前に本サービスに登録・保存したデータを参照・閲覧・操作・取得等出来ないものとします。
- 6 当社は、契約者による本サービスの利用に関する情報（提供情報を含みますが、これに限られません。）を、統計データ等の個人を識別できない情報に加工した上で、契約者による本サービスの利用期間にかかわらず、自由に公表・利用・第三者提供することができるものとします。
- 7 本条は、本契約の終了又は満了後も有効に存続するものとします。

第18条. (契約の解除)

- 1 当社及び契約者は、法律の規定の外、相手方に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、相手方に対し書面による通知により即時無催告解除ができます。
 - (1) 本契約の各条項に相手方が違反し、当該違反の是正要請に関する書面の通知を受領した後1ヶ月以内にこれを是正しないとき。
 - (2) 本契約の履行に関し、相手方に不正又は、違法な行為のあったとき。
 - (3) 当社又は契約者に支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始、その他法的倒産手続き開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とします仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が發送されたとき
 - (4) 相手方が銀行停止処分を受けたとき
 - (5) 相手方が公租公課の滞納処分を受けたとき

- (6) 解散を決議し、又はその他経営体制上の重要な変更があったとき
 - (7) 表明保証に違反していることが明らかになった場合
- 2 当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当したときには、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済しなければなりません。
 - 3 当社は、本契約を継続し難い事由があるときは、1ヶ月前の予告をもって本契約を解除することができるものとします。
 - 4 本条第1項又は第2項により本契約が解除された場合は、当社は、解除により被った損害の賠償を請求することが出来るとします。
 - 5 本条は、本契約の終了又は満了後も有効に存続するものとします。

第19条. (契約の終了)

- 1 契約者は、当社に対し、解約を希望する日の1ヶ月前までに書面により解約の申し込みを行うことにより、本契約を解約し、本サービスの利用を終了することが出来ます。
- 2 契約者は、最低利用期間満了前に本サービスを中途解約する場合、1ヶ月分の料金を中途解約料金として、中途解約日までに当社に対して支払うものとします。
- 3 契約者は、前条各号のいずれかの規定に該当したことにより当社が本契約の解除を行った時、当社に対し、ただちに前項規定の中途解約金を支払うものとします。
- 4 当社が、前条各号のいずれかの規定に該当したことにより契約者が本契約の解除を行った時、本条第2項による中途解約金は発生しないものとします。
- 5 本条は、本契約の終了又は満了後も有効に存続するものとします。

第20条. (契約者らの固有情報)

- 1 当社は、契約者及び契約者の関係者（以下契約者らという）が本サービスに自ら登録・入力した契約者らの固有の情報であってアクセス制御機能が施されているもの（以下「契約者らの固有情報」という）を、本契約に別途定めがある場合を除き、契約者の同意なく参照、閲覧等して利用しません。
- 2 当社は、前項の定めに関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者らの固有情報を、正当な範囲で参照及び閲覧（当該各号において定める場合は、第三者に開示することを含む）することがあるが、契約者はこれを了承します。但、当社は、次の各号いずれかに該当することにより参照・閲覧された契約者らの固有情報を、当該各号の定めに基づく参照・閲覧の目的以外の目的に利用しません。
 - (1) 刑事訴訟法 218 条その他同法、若しくは、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的な処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該処分の範囲内で開示する場合
 - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合
 - (3) 生命、身体、または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で利用、開示する場合
 - (4) 当社が本サービスを運営するために必要な範囲（利用料金の算定、設備の維持等）において、契約者らの固有情報を参照する場合
- 3 本条は、本契約の終了又は満了後も有効に存続するものとします。

第21条. (秘密保持義務)

- 1 当社及び契約者は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密や販売上、技術上、組織上又はその他の業務上の秘密情報（以下単に「秘密情報」という。）を相手方の書面による事前の承諾なくして第三者に開示又は漏洩しないものとします。ここで、第三者には子会社又は関連会社及びその役員または従業員を含むものとします。
- 2 当社及び契約者は、相手方の事前の承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に対して、本契約上の自らの義務と同等の秘密保持義務を負わせなければならず、当該第三者の当該義務の違反について一切の責任を負うものとします。
- 3 以下の情報は秘密情報に該当しないものとします。ただし、相手方から知り得た時点から30日以内に書面により立証しない限り、相手方の秘密情報に該当しないと主張することができないものとします。
 - (1) 相手方より開示又は提供を受けた時点で、既に公知又は公用であった事実
 - (2) 相手方より開示又は提供を受けた後、自己の責に帰すべき事由に拠らないで公知又は公用となった情報
 - (3) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 相手方より開示又は提供を受けた時点で、既に所有していた又は知っていた情報
 - (5) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
- 4 当社及び契約者は、本サービス利用のために必要な範囲で秘密情報の記載された資料を複製することが出来ます。なお、当該資料の複製物についても、本条の定めが適用されます。
- 5 当社及び契約者は、本契約が終了した場合、本契約終了後1年間、本条の秘密保持義務を負います。

第22条. (本サービスに対する責任)

- 1 当社の責めに帰すべき事由により、本契約に基づく個々の本サービスの利用が全く出来ない（当社が本サービスを全く提供しない場合若しくは本サービスの支障が著しく、その支障が全く利用できない程度の場合のことを指し、以下「利用不能」という）ために契約者に損害が発生した場合、契約者が本サービスを利用不能となったことを当社が知った時から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、以下の各号の金額を限度として、賠償責任を負います。但、当社は、当社の責に帰することの出来ない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、責任を負いません。
 - (1) 利用料金の0.5ヶ月分
- 2 本サービスが利用出来ない事象に関し、当社が負う法律上の責任は、前項に定める範囲に限られます。なお、次の各号に掲げる事由は、当社の責に帰することが出来ない事由（但、これに限られない）であり、当社は、当該事由に起因して契約者に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。
 - (1) 計画メンテナンスの実施
 - (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動
 - (3) 行政機関又は司法機関による業務を停止する旨の命令
 - (4) クライアント環境の不具合
 - (5) 本サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合

- (6) 契約者の不正な操作
- (7) 第三者からの攻撃及び不正行為

第23条. (準拠法及び裁判管轄)

本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条. (本規約及び個別約款の有効性)

- 1 本規約及び個別約款の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約のその他の規定は有効とします。
- 2 本規約及び個別約款の規定の一部がある契約者との関係で無効とされ、または取り消された場合でも、本規約はその他の契約者との関係では有効とします。

第25条. (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、当社及び契約者は互いに誠意をもって協議し、これを解決します。

附則

平成 31 年 1 月 27 日作成、平成 31 年運用開始